

第5回古賀市補助金審査委員会 議事録（要点筆記）

【会議の名称】 第5回古賀市補助金審査委員会

【日時・場所】 平成27年11月16日(月)9時～10時30分 市役所第2庁舎大会議室

【主な議題】

1. 開会
2. 会議の公開について
3. 委員長あいさつ
4. 2次審査（プレゼンテーション審査）
 - (1) 書類審査通過団体によるプレゼンテーション及び質疑応答
 - ①古賀あったかハウス きびの里プロジェクト 古賀市さとうきび研究会
 - (2) 審査結果取りまとめ、総括
5. その他
6. 閉会

【傍聴者数】 2名

【出席委員等の氏名】

委員：宗像優委員長、今村晃章委員、貞光紀美子委員、三上伸充委員、山崎あづさ委員

事務局：財政課長 星野孝一、財政課財政係長 割石直人、財政係 田中智実

【庶務担当部署名】 総務部 財政課 財政係

【委員に配布した資料の名称】

資料番号	名 称
1	1次審査における意見及び2次審査での質問等について
2	プレゼンテーション審査票
3	プレゼンテーション審査票の記入について

【会議の内容】

○ 開会

開会にあたり、特定非営利活動法人古賀市文化協会から申請辞退の申出があった。古賀市が別に行う「コスモス市民講座」の講座の中に組み込まれる見通しがついたためとのことであった。従って、本日の審査対象事業は1件となる。

○ 会議の公開について

今回の委員会については、プレゼンテーション審査となるため、プレゼンテーション及び質疑応答時は公開とする。ただし、プレゼンテーション終了後の評点及びご意見の取りまとめについては、非公開とする。理由としては、最終審査については書類審査と同様、古賀市情報公開条例第7条第5号の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものと判断したことによる。よって、本日予定している団体のプレゼンテーション及び質疑応答が終了したら、傍聴人は会場から退出していただく。なお、プレゼンテーション時の傍聴人数は、会場規模から30人程度としたい。

○ プレゼンテーション審査

書類審査を通過した5事業のプレゼンテーション審査を行う。

審査の進め方：

プレゼンテーション … 8分

質疑応答 … 7分

質疑については、1次審査（書類審査）で委員より提出された質疑内容を団体に事前通知。質疑応答時に回答することとしている。

1事業ごとに「古賀市公募型補助金プレゼンテーション審査票」を各委員が記載。事務局が回収し集計。

① 古賀あったかハウス きびの里プロジェクト 団体名：古賀市さとうきび研究会

【事前質問に対する質疑応答】

(質問1) 補助対象事業が園芸福祉事業に該当するかどうか気になる。団体の目的に福祉という話はなく、補助対象となる企画として、障がい者の福祉的就労機会の提供を入れてきているのではないか。

→ (回答1) 会則第10条にあるとおり、さとうきびを通して、福祉、教育等の地域貢献に関するを行うこととしている。

(質問2) 事業の実現性に関して、委託先となる障害福祉サービス事業所の目途はたっているか。可能であれば、具体的にどこの事業所であるのか。

→ (回答2) 株式会社にじの色の就労継続支援B型事業所である「なないろワーク」とともに事業の協議を行っている。

(質問3) 委託先の障がい者の方が本当に作業に従事できるかどうか重要。障害福祉サービス事業所と団体との役割分担はどうなっているのか。

→ (回答3) 事業所とはパートナーの関係であり、さとうきびの植付け、除草、刈取り、圧搾から黒砂糖の製造、販売等の一連の作業を分担して行う。

(質問4) さとうきびづくりと障がい者雇用のどちらをメインの目的としているのか。単なるさとうきびの育成実験とならないよう、障がい者の就労場所としてのプランを明確にすべき。

→ (回答4) 会則第1条にもあるとおり、農商工連携事業によって、地域農業の活性化を図るものであり、一連の工程を障がい者通所事業所とともに行うことにより、医福食農の連携を図る。

(質問5) 営利を目的とするものではないことが補助の条件となっているが、ある程度収穫して販売していかないと団体としての自立ができない。栽培するさとうきびについて、市場調査や需要の予測等の調査は行っているのか。

→ (回答5) 今のところ、調査は行っていない。試作しながら、商談を重ねていきたい。

(質問6) 対象経費に計上されている委託料について、事業所との打合せはできているのか。実際に就労する場合に、事業所の付き添いが必要になることなどにより委託料が変わってくるのではないかと。また、この単価だと障がい者の自立した生活にはつながりにくいようだがどう考えるか。

→ (回答6) 事業所との打合せはできている。福岡県の平均では1ヶ月あたり13,000円程度となっており、作業内容などからみても妥当な委託料であると考えている。

(質問7) 賃借料について、耕作放棄地とは言っても、放棄の仕方や経緯によっては賃借料が発生しないとも限らない。単純に自分たちでやりたいから借りるという話ではなく、その経緯について確認したい。

→ (回答7) 地権者は元農業委員でもあり、事業に一定の理解がある。

【その他質疑応答】

(委員) 作業に従事する障がい者の人数や障がいの程度はどのようになっているのか。

→ (団体) 1か月当たり3人ずつ2時間を10日間従事する予定。障がいの程度区分は2の方を予定している。

(委員) 県内での先進事例はあるのか。

→ (団体) 朝倉市の三奈木地区で昭和57年からさとうきびが栽培されており、1haで4トン程度生産され、加工して販売も行われている。古賀市でも昭和25年ごろ新原地区でさとうきびの栽培が行われていた。

(委員) 販売についての見通しはどう考えているのか。

→ (団体) さとうきび20本から4.4リットルのジュースが採れる。事業者の意向に沿い、加工方法を含めて検討する。食品加工団地や市内のケーキ屋、甘味処などにも売り込

みたい。

→（担当課）会長が市観光協会の理事についていることもあり、観光協会とも連携していく予定である。

（委員）プレゼンテーションに挙げられた目標は、団体の最終目標であると思うが、当補助金の補助期間は3年であり、特にこの1年での栽培及び障がい者の就労の目標は、どう考えているのか。

→（団体）先進の三奈木地区では1haで1,000万円程度の収入があるようで、規模的には100万円程度の収入を目標としている。就労に関しては、今の作付面積では、1日3人で2時間の10日間程度になる。今後は作付面積に応じて就労人数は増やしていけると考えており、他の事業者への下話も始めている。

（委員）PDCAサイクルというものを念頭においてやっているところだと思うが、説明を聞く限り、実行（D）の部分だけでの関わりになっているようだ。企画立案（P）、評価（C）、改善（A）の部分での障がい者の連携の考えはあるか。

→（団体）障がい者自身がその部分に携わるのは難しいが、事業所として関わっていくことを考えている。現在は会員として登録はしていないが、事業にはオブザーバー的に関わっていきたいと考えている。

→（団体）会員は認定農業者を中心とした農業者であるが、農業者以外の人材も必要としており、積極的に関わっていただきたいと考えている。

（委員）今年度は販売までは行わないのか。

→（団体）栽培したさとうきびの製品開発やサンプルを作って商談することは視野に入れており、状況に応じて販売することも考えられる。

○ 審査結果及び総括

【審査結果】

平均評点：13.0点、（公益性2.8点、必要性3.4点、効果経済性3点、その他3.8点）

主な意見：他の団体や事業所と連携しながら活動していこうとする姿勢は評価できる。

平均評点が12点を超え、各審査項目の平均評点も2点を下回らないため、採択。

【総括】

（委員）販売して売上げがあると、補助金額が下がることになるのか。

→（事務局）そのとおり。

→（委員）団体にはその旨を確認しておいてほしい。また、補助を受けるために、販売を行わないということがないよう、留意していただきたい。

（委員）さとうきびの栽培をメインとする事業であるため、1団体との連携だけでは公益性が低い。就労するまでは難しいであろうが、次年度への働きかけを行うなど、できる限り他の団体との繋がりを持つこと。

（委員）栽培がうまくいくかどうか、販売できるかどうか、事業所とともにしっかり検討

すること。また、付加価値を付けて売ることには留意すること。

(委員) 砂糖と言えば、一般に広く出回っているため、売するためには、よほどの工夫が必要になると思う。ただし、補助金交付要綱第4条第2項の営利を目的とするものに該当しないよう、留意すること。

(委員) 事業の目的がさとうきびである感じは否めない。事業所が単なる下請けにならないよう、企画立案などにも携わっていく必要があり、この1年間の実績を見せてもらう。

(委員) 販売するとなると税申告等が必要となるはずである。任意団体であるため、特に注意すること。

→ (事務局) 会長は、市の他の事業でジャムの製品化にも携わっており、その点は理解されていると思うが、団体へは伝えておく。

○ その他

(委員) 公募型補助金交付要綱第4条の補助対象事業に国際交流に関するものがあるが、この3年間で申請が一度もない。市としての働きかけが必要ではないか。

→ (事務局) 古賀市自体が国際交流に関する事業を行っていないことが影響しているものとする。過去にあった国際交流補助金を廃止したために、公募型補助金に移行したものである。補助対象事業については、今後検討したい。

(事務局) 1次審査において、質問のあった特定非営利活動法人古賀新宮子ども劇場の研修費について、回答があった。プレーワーカーの養成講座を3回行うための講師謝金3万円と一般にプレーパークを広めるために行う公演会の講師謝金1万円及び交通費5万円、宿泊費7千円と近隣のプレーパーク視察のための交通費3千円であるとのことであった。従って、事務局としては、翌年度の申請の際は、講師謝金及び旅費等の科目で申請してもらうことで対応したいがいかがか。

→ (各委員) 特に問題なし。

(事務局) 本日の審査結果やいただいた意見については、答申という形でまとめ、市長に報告し、その後、市長名にて各団体に通知する。また、審査結果については、古賀市ホームページで公表するので、ご承知おきいただきたい。また、今年度の委員会についてはこれで終了となるものの、3月に公募型補助金の報告会を予定しており、日程等が確定次第連絡するので、委員には出席の必要はないが、都合がよければ、ご覧いただきたい。最後に、委員の任期は、平成28年6月9日となっているため、来年度は、今年度実施している事業の実績報告及び評価を任期終了前に開催する予定。後日、改めて日程調整したい。

(事務局) 委員の任期については、担当の説明のとおり。事務局としては、全委員に任期の更新をお願いしたいと考えている。後日、個別にお願いに伺いたい。

以上